

(案)

由利本荘市デジタル化DX推進計画

計画期間:令和 4 年度～令和 7 年度

令和 6⁷ 年 6 月改正版

由利本荘市

目次

1. はじめに	1
2. デジタル化 DX 推進方針	2
2.1. 現状と課題	2
2.2. デジタル化 DX 推進の方針	2
2.3. 施策の柱	3
3. 取組事項	4
3.1. 市民サービスの向上	4
3.1.1. キャッシュレス決済の導入、収納業務のデジタル化	4
3.1.2. 行政手続のオンライン化	4
3.1.3. マイナンバーカードの利活用	5
3.1.4. 移動市役所の運行	6
3.1.5. 公共施設予約システムの刷新	6
3.1.6. 市役所デジタルスポットの設置	6
3.1.7. 位置情報を活用した公共施設利便性向上事業	7
3.2. 情報発信の強化	7
3.2.1. ウェブアクセシビリティの改善	7
3.2.2. 多角的な情報発信の充実	7
3.2.3. オープンデータの拡充	8
3.2.4. 市民生活情報の発信拡充	8
3.3. 業務の効率化	8
3.3.1. 情報システムの統一・標準化	8
3.3.2. AI・RPA（業務自動化）促進	9
3.3.3. 福祉事務の効率化	10
3.3.4. 働き方改革・テレワーク推進	10
3.3.5. 契約事務の効率化	10
3.3.6. 市職員関係事務の電子化	10
3.3.7. 外部向けペーパーレス会議システム構築事業	10
3.4. 安全・安心対策	11
3.4.1. セキュリティクラウドの導入	11
3.4.2. 地域のセキュリティ向上	11
3.4.3. 防災・危機管理	11

由利本荘市 DX 推進計画

3.5. 人材の育成	11
3.5.1. 人材育成を考慮した施策実施	11
3.5.2. 効果的な研修の実施	11
3.5.3. アドバイザーを招聘した施策実施	12
3.6. 地域活性化	12
3.6.1. デジタルディバイド解消	12
3.6.2. 学校・教育での ICT 利活用	12
3.6.3. 地域振興	13
3.6.4. 医療・福祉での ICT 利活用	13
3.6.5. スマート農林業の促進	13
3.6.6. 産業振興	14
3.6.7. 観光振興	14
4. 推進体制	15
5. 資料一覧	16
6. 用語	17

1. はじめに

由利本荘市では、平成 25 年に由利本荘市情報通信技術利活用推進本部を設置し、国や社会経済情勢の変化に対応した情報通信技術利活用の推進を図り、平成 27 年度には「由利本荘市電子行政推進計画」を策定し（令和 2 年 4 月一部改正）、以降、同計画に基づいて、ICT（*（用語参照。以下、同様。））利活用の推進を図ってまいりました。具体的には、「便利なくらし」を創ることを目的に、より便利で利用者負担の少ない市行政サービスの実現、徹底したコスト適正化と効率的な市行政の運営、災害に強くセキュリティの高い市行政基盤の構築を目標にして推進してまいりました。

しかしながら、令和 2 年の春以降、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内においても、首都圏などを対象に、複数の緊急事態宣言が行われ、全国各地で感染者数が過去最多を更新しました。その後、ワクチンの普及もあり、ようやく感染拡大の収束が見通せる状況となりましたが、新たな変異株の拡大による感染拡大の長期化は、地域経済のみならず、医療、福祉、教育、文化、地域活動など、社会全体を疲弊させ、様々な影響を及ぼしました。

感染症のまん延防止と重症化の予防を図るとともに、アフターコロナの生活様式に対応できるよう、デジタル化を推進するなど、市民の皆様の安全・安心を第一に据えて、対策を講じる必要が生じました。新型コロナウイルス感染症の拡大によるくらしの変化、政府によるデジタル庁の設置、各種のデジタル関連の計画の制定などがあり、デジタル技術を活用した社会変革を意味する DX（*）が官民間問わず求められています。

本市は総合計画である「新創造ビジョン」に基づき、「人口減少に歯止めをかける」という大きな課題に取り組んでおりますが、人口減少と少子高齢化が激しく進行し、今後のあらゆる市政において一番の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市の民産学官が一体となって、社会の変化や諸課題に対応していくために~~デジタル化~~DXを加速し、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図るため、新たに本市の DX 推進の方針と計画を策定します。

2. デジタル化DX推進方針

2.1. 現状と課題

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月）、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和 2 年 12 月）、「デジタル社会の実現に向けた重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画（*）」（令和 3 年 12 月）（以下、「デジタル社会実現重点計画」と言う。）等が策定され、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、地方公共団体情報システムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容や、国の支援策等が示されました。また、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣官房や総務省と共にデジタル社会の形成に関する内閣の事務を支援するとともに、行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする組織として、令和 3 年 9 月 1 日にデジタル庁が設置されました。省庁間における強力な総合調整機能や、基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理のほか、重要なシステムは自ら整備するなど、中央省庁の枠を越えた行政 DX の司令塔の役割を担っています。

令和 5 年 12 月に総務省「人材育成・確保基本方針指針」が大幅に改正され、「人材育成」に加えて、「デジタル人材の育成・確保」に関する検討事項、留意点の記載が追加され、デジタル人材の育成・確保が急務な状況です。

秋田県においては、令和 4 年 3 月、「秋田 ICT 基本計画 2019」を改正し、「秋田県 DX 推進計画」（県が策定する官民データ活用推進計画（*）として位置付けるもの。）を策定しています。この秋田県 DX 推進計画では、施策の柱として、「デジタル・ガバメント」、「県内産業の DX」及び「デジタル社会」が掲げられ、それぞれの取組案が定められています。

本市においては、上記の国や県の動きも踏まえながら、より住民に近い立場から施策を定めることにより、現在の人口減少と少子高齢化、アフターコロナ対策、格差是正、人材不足、行政コスト削減等の諸課題に対応してまいります。

2.2. デジタル化DX推進の方針

あらゆる市政において、市民の利便性を向上させると共に業務効率化を図り、社会の変化や諸課題に対応できる変革を行うためのデジタル化をすすめます。

推進にあたっては、利用者の選択肢の拡大と利便性の向上、長期的な視点でのコスト削減、安全・安心なまちづくり、満足度・幸福度の向上の視点も考慮します。

また、本計画は、本市の官民データ活用推進計画を兼ねるものとし、計画期間は国や県の当該計画期間の完了時期に合わせて令和 7 年度までとします。ただし、社会のデジタル化の進展や技術の革新は早いため、あくまで現時点における計画や既に

実施中の継続施策を策定することとし、計画期間途中であっても、スケジュールや施策そのものの見直しも適時適切に行いながら必要に応じて改定し、進めることとします。（令和 6 年 6 月に一部改正しました。）

本計画の策定に伴い、本計画には従前の方針も含むことから、従来の「由利本荘市電子行政推進方針」、「由利本荘市電子行政推進計画」及び「由利本荘市地域情報化計画 情報システム最適化プログラム（由利本荘市官民データ活用推進計画）」は廃止します。

なお、最終的には、~~デジタル技術を活用した社会変革を意味する「デジタル・トランスフォーメーション (DX)」の実現が目指すところではありますが、すぐには社会の変革までには至らないものの、個別の業務のデジタル化やプロセスの効率化（いわゆる「デジタルイゼーション」）を含めて、少しでも前進していくという方針のもとに、一般的なわかりやすさもかんがみ、「デジタル化推進計画」という名称としました。~~令和 7 年 6 月より、本計画は「DX 推進計画」に改称しました。これまでの IT 化は情報管理部門が主体であったのに対して、DX は、業務そのものの見直しやサービス自体の変革が目的となることから、各施策の担当部署が主体的に変革を推進していくこととなります。

2.3. 施策の柱

~~デジタル化~~DX 推進の施策の柱を、次のとおり定めます。

(1) 市民サービスの向上

キャッシュレス決済の導入、行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの利活用等により、市民の利便性を高めます。

(2) 情報発信の強化

ウェブアクセシビリティ改善、多角的な情報発信の充実、オープンデータの拡充等により、情報発信を強化します。

(3) 業務の効率化

市の情報システムの統一・標準化、AI・RPA（業務自動化）促進、働き方改革等を通じて、あらゆる業務の効率化をすすめます。

(4) 安全・安心対策

国・県と連携したセキュリティクラウドの導入、公共施設のデジタル化、防災・危機管理対策等を通じて、安全・安心なまちづくりをすすめます。

(5) 人材の育成

人材育成を考慮した施策の実施、効果的な研修の実施等により人材育成をします。

(6) 地域活性化

地域社会のデジタルディバイド解消、学校・教育現場での ICT 利活用、地域産業支援、スマート農林業促進、観光振興等により、地域の活性化をすすめます。

3. 取組事項

~~デジタル化~~DX 推進に関する具体的な取組については、主に以下のように計画し、今後の技術の進展や市予算状況等に応じて適時改定しながら推進していきます。

施策の詳細は別紙の施策一覧を参照ください。

3.1. 市民サービスの向上

3.1.1. キャッシュレス決済の導入、収納業務のデジタル化

窓口行政サービスで住民票などを発行する際の手数料キャッシュレス決済は、全国的にもまだ導入されていない自治体は多く、これまで、由利本荘市でも窓口行政サービスにおいて、住民票等を発行する際の支払いは現金のみとしておりました。市民の利便性の向上及び感染症予防のための接触機会の低減を目的とした現金を扱わないキャッシュレス化導入は長年の懸案事項でした。

このたび、企業の協力を得て、電子マネーWAON によるキャッシュレス決済を令和 4 年 1 月から試験的に導入し、利用者の選択肢を広げる検討を行いました。試行中は、キャッシュレス手段の拡大に対する期待が見受けられました。また、窓口職員の訓練も兼ねて試行しました。

試行結果を踏まえて、令和 4 年 11 月、WAON 以外も含めた電子マネーや、各種クレジットカード、バーコード決済へ対象を拡大したキャッシュレス決済を総合支所も含めて本格導入が完了しました。

令和 6 年度には、「収納業務デジタル改革事業」として、セミセルフレジを導入しました。手数料等支払におけるお客様の滞在負担削減と、現金管理自動化による業務工数の縮減、及び収納データ生成による消込作業の効率化を図ります。

3.1.2. 行政手続のオンライン化

デジタル・ガバメント実行計画に国が定める地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きとされている主要 31 の行政手続きを中心に、できる限りあらゆる申請手続を電子申請が可能となるように推進します。

また、本市では、冬季に大雪で移動が困難な地域があるなど、県内随一の広大な地形に対して移動は自家用車に頼ることが多く、証明書発行などのために市役所を訪問することは非常に労力を伴う方もおられます。また、人口流出を防ぎ

たい、働き盛りの方や学生が、仕事や学校を休んで市役所に行く不便性があります。人口減少がさらに激しく進行する場合には、市窓口での人件費も削減していく必要性もあります。

そうした状況の中、スマートフォンや PC から、オンラインで住民票等の証明書を申請し、オンライン上でクレジットカードを用いて手数料決済を行い、マイナンバーカードで本人確認をオンライン上で行い、発行した証明書を郵送で申請者のお自宅まで届けることで、市役所を訪問せずとも証明書を受け取ることができる仕組みを検討し、令和 5 年 1 月から「スマート申請」サービスとして開始しました。

さらに、市民からの要望の高い、粗大ごみの個別収集の申し込みについては、オンラインでの申し込みと決済を可能とするシステム構築を令和 6 年度を目標に検討します。

市民から寄せられる空き家情報を既存のシステムの機能拡充の方法で、オンライン化します。

3.1.3. マイナンバーカードの利活用

対面でもオンラインでも安全確実に本人確認ができるマイナンバーカードはデジタル社会を支えるインフラに位置付けられています

オンラインサービスが増える中、オンライン上でも公的に身分を証明できるようにすることは、なりすましを防ぎ、確実に本人に給付金を給付したり、ワクチン接種済を証明するなどにおいて極めて重要です。マイナンバーを使うだけでなく、IC チップの空き容量や、搭載されている電子証明機能があり、マイナンバーカードは、行政関係だけではなく、民間活用なども含めた利活用が想定されて設計されており、IC チップの空き容量には、地域住民向けや拡張利用のためのアプリを搭載することができるよう設計されています。

また、マイナンバーカードは、オンラインで使用するためには本人しか知らない暗証番号が必要であり、不正に情報を読み出そうとすると IC チップが自動的に壊れる仕組みも搭載されており、極めて安全性の高いカードです。

本市においても、安全かつ確実に本人確認をすることができるマイナンバーカードの普及率が高まれば、新たな使い方も提案していきます。

平行してマイナンバーカードの取得率を高めるため出張申請窓口なども開催します。引き続き、関係団体への普及促進活動も全庁あげて実施します。

医療分野においては、健康保険証としての活用のできる医療機関オンライン資格確認の拡大への対応や、~~スマートフォンでのワクチン接種証明アプリの活用~~のサポートを実施します。

給付支援事業においては、給付金や商品券事務において、現状ではデータの抽

出や数度の通知、商品券を紙ベースでのやりとり等で平均 2 ヶ月程度要しているところ、マイナンバーカード所持者については国の仕組み等を活用し、該当者に意思確認の通知 1 回のみで迅速な給付ができるよう改善を検討します。

また、令和 5 年 7 月、マイナンバーカードの活用拡大と図書館利用の促進に係る環境を構築し、市民カード化を推進するため、マイナンバーカードに図書館利用者カードの機能を付加する事業を実施しました。

令和 6 年 3 月には、市役所窓口で申請様式に紙で記載することなく、対面のやりとりのみで各種申請手続を完結できるようにする窓口改革事業として、「書かない窓口」を導入したほか、併せて、BPR 業務改革事業を活用し、外部アドバイザーの招聘やワーキンググループの活動により、窓口全体の業務改革に取り組んでおります。

3.1.4. 移動市役所の運行

令和 5 年 5 月、オンラインによる遠隔相談システム、住民票の写しなどの証明書発行機能、マイナンバーカードの交付申請の支援機器等を搭載したマルチタスク車両を活用し、市役所に行かずとも自宅近辺で行政サービスを受けられるよう「市役所が出向く」移動型サービスを開始しました。

県内一の広大な面積を有する本市において、移動手段に乏しい方が、市役所に赴くことはたいへん不便なことから、移動市役所により自宅近くで行政サービスの提供を受けることができ、交通や移動に関する課題の解消を目指します。

3.1.5. 公共施設予約システムの刷新

令和 6 年 3 月、市のスポーツ施設や会議室、イベントスペースなどの公共施設の予約にオンライン決済に対応したシステムを導入しました。これにより、市民が公共施設を予約して現地で現金により使用料を支払い、紙で受付用紙に記入する手間が省け、利用者及び職員の手続きの省力化につながります。施設の鍵も電子ロックでスマート化することで鍵の授受もなくなります。

3.1.6. 市役所デジタルスポットの設置

「市役所デジタルスポット」（略称：デジスポ）を市内 3 カ所に設置し、令和 5 年 4 月より運用を開始しました。

本事業は、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用して、市役所に出向かずとも福祉関係の相談を遠隔で行うことができるシステムや、住民票の写しなどの証明書が発行できる機器、デジタルサイネージ等を集約設置し、無人で運用する事業です。

公共交通機関に乏しく面積の広い本市において、行政機関まで赴く負担を軽

減し、また、人口減少局面においても行政サービスを維持できることを目的に、公共施設の空きスペースに集約して設置し、防犯システムと組み合わせて無人で運用します。将来的には交通の不便な地域への展開を想定しています。

令和 6 年度には、~~各出張所等施設市内の一部公民館において、既存システムより幅広い部署への接続が可能な遠隔相談システムの追加配置を行い、教育関連分野の相談が可能となりました。~~また、令和 7 年度には、各総合支所において、より幅広い部署への接続が可能な遠隔相談システムを追加配置し、市民の方が、より簡便に問い合わせできる環境を整備します。

3.1.7. 位置情報を活用した公共施設利便性向上事業

広大な面積を有する本市では、中山間地のほか公共施設を多く抱えており、市有地管理は喫緊の課題となっております。また、傾斜地や広大な面積の草刈り作業では、危険性や非効率性を伴っているため、令和 6 年度には、測位端末を搭載した、傾斜地対応の無線遠隔草刈機を導入しました。これにより、作業安全性が確保されるほか、位置情報の収集により作業履歴が蓄積・データ化され、作業効率化が図られます。

3.2. 情報発信の強化

3.2.1. ウェブアクセシビリティの改善

本市ウェブサイトについては、令和 5 年 1 月、内容を精査し、使いやすさを重視してアクセシビリティを改善しました。今後も、市民の皆さまのご意見を採り入れて、適時、最適化を図ります。

その他のウェブサービスについてもアクセシビリティを重視した開発・見直しを行います。

3.2.2. 多角的な情報発信の充実

市民に広く浸透しているアプリケーションである LINE の機能を積極的に活用し、LINE による情報発信システムの導入及び運用を開始しました。市民の年齢や世帯構成などにより対象を限定し、ニーズに応じたプッシュ式の情報発信をタイムリーに行えるように構築しており、さらに使いやすく随時機能を強化してまいります。

また、本市ウェブサイトや広報紙とも連携し、移住・定住応援、子育て支援、産業・地域活性化にかかる情報発信を強化します。

3.2.3. オープンデータの拡充

本市では平成 29 年よりオープンデータの公開を行っていますが、公開データの量及び質については改善の余地があります。

国や県で対応するオープンデータに係る各種施策等の情報収集を行いつつ、オープンデータへの民間ニーズも掘り起こしながら、市保有情報の有効活用と公開データの拡充を行います。

3.2.4. 市民生活情報の発信拡充

インターネットを通じて除雪車等の稼働状況を市民に公開する施策を運用開始しています。本市においては、冬季の除雪は重要なインフラ確保であり、また、いつ、どこで除雪されるかが生活、経済に密接に関係します。今後もこのような情報公開の取り組みを拡充していきます。

また、問い合わせの多いごみ分別収集品目及び収集日情報のシステムによる自動応答を実施します。

さらに、狂犬病等の予防接種会場及び予防接種日のシステムによる自動応答を実施します。

3.3. 業務の効率化

3.3.1. 情報システムの統一・標準化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和 3 年法律第 40 号)が施行され、国では、地方公共団体情報システムの標準化のための基準等を定めるものとされ、地方公共団体では、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用することとされました。

一方、国のデジタル社会実現重点計画において、地方公共団体情報システムの統一(*)・標準化(*)について、複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発したアプリケーション等を国が整備するガバメントクラウド(*)上に構築し、地方公共団体はそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能になるとされ、目標時期である令和 7 年度までに移行できるよう進めるとされています。

これにより、本市においても、**特定移行支援システムに該当する一部業務を除いて**、令和 7 年度末までに、基幹系の標準化対象業務(*)を、国が策定する標準仕様に準拠したシステム及びガバメントクラウド上へ移行します。

なお、具体的には「標準化・ガバメントクラウド移行プロジェクト」として全庁的なプロジェクトとして対応します。

3.3.2. AI・RPA（業務自動化）促進

令和元年度の施行導入後、令和２年度から本格導入対応をしている AI（*）・RPA（*）については、税、収納、福祉業務などの定型業務での職員の作業時間の削減を図っており、これまでの適用対象業務は以下のとおりです。

No.	導入年度	RPA適用業務	削減時間（h/年間）	削減率（％）
1	令和元年度	法人市民税電子申告印刷	36.0	64
2	令和元年度	日次収納分財務納付書作成	60.0	75
3	令和2年度	定期監査報告書作成業務	51.0	68
4	令和2年度	軽自動車税申告データ照合	204.0	81
5	令和2年度	督促、催告通知管理業務	60.0	51
6	令和3年度	高齢者定期予防接種管理	456.0	54
7	令和3年度	要支援者情報更新	158.0	98
8	令和4年度	FreeWi-Fi利用状況データ取得	0.170	66
9	令和4年度	個人住民税特別徴収切替	24.0	9
10	令和4年度	住民税特別徴収方法切替	2.0	16.7
11	令和5年度	検診・人間ドック申込調査	86.3	40
12	令和5年度	公衆無線LAN災害時モード切替	1.3	61
13	令和5年度	庁内問い合わせチャット自動生成	7.8	67
15	令和6年度	新型コロナワクチン接種管理業務	23.21	67
		令和元年度～令和6年度合計削減時間	1169.7	76%

引き続き、効果見込みや優先度等に応じて、年間 3～4 業務を目途に、対象業務・サービスを拡充し、職員の働き方改革を進めてまいります。

現在検討中の適用対象候補業務は以下のとおりです。

子ども予防接種予診票入力／決算審査意見書作成業務／所得入力作業／個人住民税事業所新規登録／扶養親族所得照会番号連携／自立支援医療申請手続き／障害介護給付費、障害児通所給付費の支給決定事務／特別児童扶養手当の所得認定／日常生活用具継続支給分の支給決定／身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の台帳入力／障害支援区分判定対応 医師意見書・認定調査結果入力／児童手当支給事務 など

なお、AI については、現在導入している AI-OCR（*）以外についても、情報収集に努め、活用検討を行います。

令和 6 年度には、「AI チャットボット」を導入し、市民をはじめとする相談者の質問に対し、24 時間 365 日、チャットボットシステムによりリアルタイムのチャット形式で回答を行うことが可能になります。問合せ件数が減ること

で、庁内では、電話・メールによる対応時間が削減され、業務効率の向上が見込まれます。

3.3.3. 福祉事務の効率化

生活保護の業務に関して、被保護世帯から提出された申告書類をシステムへ読み込み、データ管理することに依る事務効率化および、令和 7 年 1 月に生活保護システムを標準化し、保護決定調書の作成やケース記録等がデジタル化され、決裁もシステム上で行うことが可能となりました。今後は、生活保護担当者にタブレット端末を配布することによる訪問業務の効率化について情報収集を行います。

また、将来的に、マイナンバーカードとの連携を図り、電子データバンクを作成することも検討していきます。

3.3.4. 働き方改革・テレワーク推進

新型コロナウイルス感染症のまん延に端を発する「新たな日常」に対応するため、令和 2 年度より、庁内のグループウェアシステムのクラウド化とそれによるテレワークの導入を行っています。

テレワーク運用ガイドラインを整備し、引き続き、携帯端末へのグループウェアシステムの実装等、利便性向上と運用改善をすすめて参ります。

これらを通じて、庁内外におけるコミュニケーション及び業務の改革を行い、生産性と業務継続性を向上させるよう、働き方改革を推進します。

3.3.5. 契約事務の効率化

事業者の印紙税削減効果検証などの電子契約導入を検討します。

3.3.6. 市職員関係事務の電子化

従来は対象の職員に紙の辞令書を交付していましたが、令和 4 年 4 月から電子交付へ切り替えを実施しました。

引き続き、職員証の電子化や、職員入退出管理の電子化等の検討をすすめます。

3.3.7. 外部向けペーパーレス会議システム構築事業

市が主催する審議会等においては、資料を紙に印刷し、委員となる市民の方に、事前に郵送又は直接届ける等により配布しております。令和 6 年度、「ペーパーレス会議システム」を導入することで、委員となる市民は、紙を用いずに専用端末から資料の閲覧等を行うことができます可能となりました。紙資料の紛失・盗難のリスクや持ち運びの負担がなくなるほか、印刷コスト・事務の削減が見込まれます。

3.4. 安全・安心対策

3.4.1. セキュリティクラウドの導入

秋田県自治体情報セキュリティクラウドの運用が令和 3 年度末で終了したため、令和 4 年度より新たに、東北 6 県および新潟県によるセキュリティクラウドの導入に切り替えております。

本市では、平成 27 年の日本年金機構における個人情報流出事案を受けて国が示した「自治体セキュリティ対策の抜本的強化」対応を継続しています。すなわち、マイナンバー利用事務となる基幹系の端末には、二要素認証を採用しています。また、マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系は分離しており、インターネット接続に関しては、平成 29 年 4 月から、秋田県自治体情報セキュリティクラウドを経由してインターネットに接続しています。

3.4.2. 地域のセキュリティ向上

地域の小規模事業者・団体向けに、市役所職員が出向き、情報セキュリティやマイナンバーカードの安全性に関する研修を行うことを検討します。

3.4.3. 防災・危機管理

位置情報通知サービスによる 119 番通報者の位置の早期把握、聴覚障害者の方が利用するメール 119 番通報、NET119 番の導入によるサービスの向上、ドローン（無人航空機）を活用した捜索活動、災害時の情報収集を継続して推しすすめます。

3.5. 人材の育成

3.5.1. 人材育成を考慮した施策実施

~~デジタル化~~-DX 推進本部の下に若手を主体とした DX 検討作業部会を設け、実務提言等を通じた実践的な DX 人材の育成を行います。

3.5.2. 効果的な研修の実施

J - LIS（*）オンライン研修等、各種の研修機会を活用して、職員のリテラシー向上を目指した効果的な研修を実施します。

セキュリティ面に関しては、市の CSIRT（*）要員に対して、CYDER（*）（サイバートレーニング）や自治体 CSIRT 協議会（*）の主催する机上演習に

参加することで、一定の情報セキュリティ知識とインシデント発生時の対応スキルの習得及び向上を図ります。

3.5.3. アドバイザーを招聘した施策実施

書かない窓口導入にあたり、デジタル庁「窓口 BPR アドバイザー派遣事業」を活用しアドバイザーを招聘し、実地での窓口体験調査を実施しました。

令和 6 年度より、総務省「地域情報化アドバイザー派遣制度（ICT 人材派遣制度）」及び「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、専門家による実地でのデジタル人材育成研修を実施してまいります。

3.6. 地域活性化

3.6.1. デジタルデバйд解消

国や県の事業等も活用しながら、公共施設の公衆無線 LAN 活用や、高齢者向けのスマートフォン操作体験会等を実施し、デジタル活用サポートをすすめていきます。

さらに、令和 5 年度から秋田県立大学の協力を得て、スマートフォンを所持している高齢者向けに大学生が具体的な操作方法を個別に相談できる仕組みである「デジタルデバйд解消事業」を実施しております。

また、条件不利地域における通信インフラの整備として、国の高度無線環境整備推進事業を活用して、令和 3 年 1 月～令和 4 年 2 月に、大内、東由利、本荘石沢・松ヶ崎における光ファイバ敷設事業を実施しました（事業主体は東日本電信電話株式会社）。これにより、当該地域の光ファイバによる高速インターネットサービスが令和 4 年 3 月 1 日から提供開始となり、市内の光ファイバ未整備地域の解消が図られました。

引き続き、国の事業に関する情報収集を行い、緊急時や災害時等の際にも携帯電話を利用できる環境を整備していくことへの活用等を検討してまいります。

3.6.2. 学校・教育でのICT利活用

情報通信リテラシーに長けた大学生の協力を仰ぎ、ICT 支援員を「由利本荘市モデル」として小中学校や高齢者施設などに派遣する事業を秋田県立大学、産学共同研究センター、本市で産学官連携し、小中学校に派遣するなど実施してまいります。

ICT を活用した「GIGA スクール構想」の推進につきましては、引き続き強力に推進し、子供たちの教育を支えてまいります。

3.6.3. 地域振興

電子図書館機能を活用した電子書籍・電子雑誌の貸出しサービスを順次開始します。

元気な地域づくりチャレンジ事業として、歴史文化史跡のデジタル情報の提供や、Web 美術館開設事業として高橋宏幸賞、全市の偉人の Web ミュージアム構想を推進します。文化資源のデジタル化によるデータ集積をすすめ活用方法の検討を行う歴史文化拠点施設整備関連事業をすすめます。

また、市コミュニティバスにおけるオンデマンド交通等の実装化に向けた検討を進めてまいります。

3.6.4. 医療・福祉でのICT利活用

県の健診予約システム（令和 3 年度の県の事業として秋田県総合保健事業団にて導入）に、本市も参加し、特定健診やがん検診の予約をウェブで簡単にできるように活用していきます。

3.6.5. スマート農林業の促進

由利本荘市スマート農業研究会事業として、農業者、ICT ベンダー、県振興局、JA、本市による共同研究及び県立大学秋田県版スマート農業コンソーシアムとの連携を進めてまいりました。本研究会は、当初の目標を達成したため、令和 6 年度をもって解散しましたが、引き続きスマート農業の普及に努めます。

農業用ドローン導入支援事業にて、水稻及び畑作物の防除にドローンを活用し、労働力不足解消並びにコスト軽減を図る経営体を支援します。

水稻関連機械の導入支援事業として、直進田植機の導入や、収量計測コンバイン導入などの支援をすすめます。

また、分娩兆候センサーや監視カメラ導入などによる労働力の削減を推進します。

スマート林業の推進として、県営事業の森林の航空レーザ計測を実施し、レーザ計測で得られたデジタルデータを解析し、森林資源を把握するとともに、境界の明確化も進め、森林の状況に応じた間伐や皆伐などの施業を促進します。（令和 6 年度にレーザ計測完了しました。）

3.6.6. 産業振興

世界的な半導体需要の急拡大に加え、5G（*）関連の生産活動が堅調に推移していることから、県営本荘工業団地内で進められている戦略的なマザー工場化の取り組みと、地域企業に対する重層的な支援を行うことにより、デジタル関連を含む産業集積の強靱化と雇用創出を実現してまいります。

また、サテライトオフィスを本格的に活用しながら、デジタル人材の育成やイノベーション創出事業を展開し、新分野参入と生産性向上の取り組みを支援してまいります。

3.6.7. 観光振興

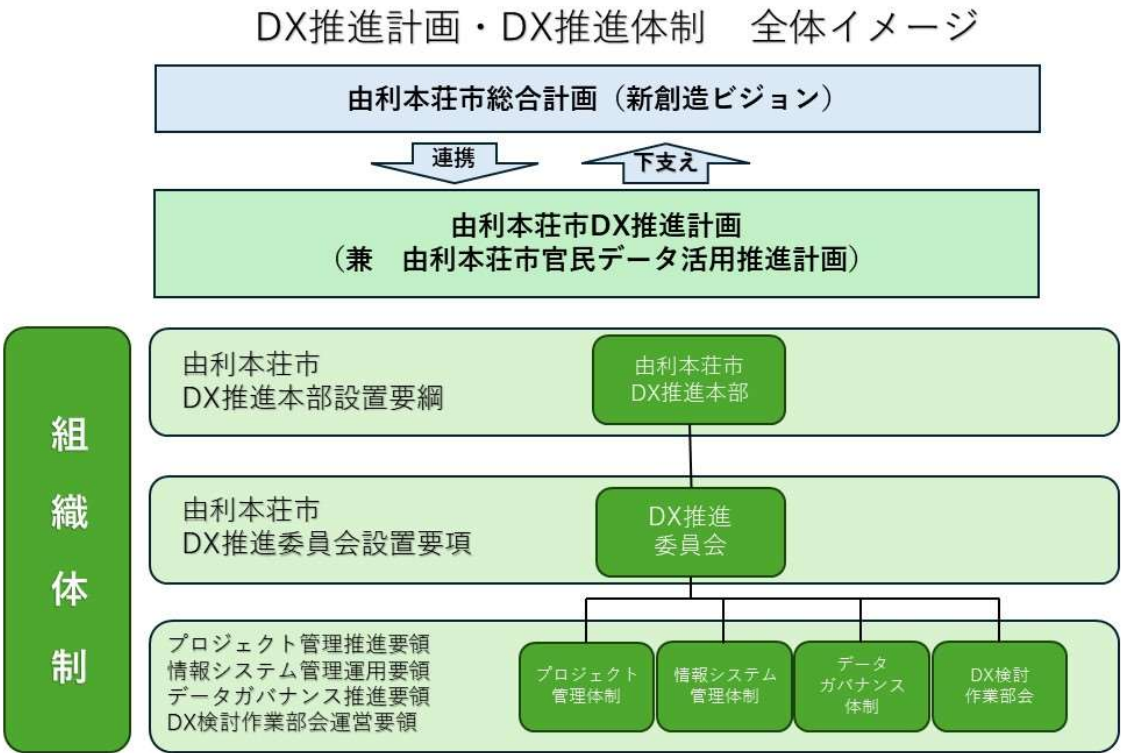
スマートツーリズム構想として、デジタルサイネージによる観光情報発信を強化します。紙媒体では不可能な動的情報発信として、訴求力のある動画、多言語表示、鮮度ある交通情報の提供、観光地や店舗への誘導、緊急時の誘導なども検討し、将来的にはセンサー等の外部デバイスへの拡張性も含めて検討します。

また、本市第三セクター鉄道である由利高原鉄道（株）と伊藤忠テクノソリューションズ（株）との連携協定事業により、由利高原鉄道の車両「おぼこ号」の3D画像データなどを、NFT（非代替性トークン）技術を用いて改ざんや複製ができないようにした上で、本市ふるさと納税返礼品として取り扱いいます。同じく連携協定事業として、本市内外で活躍する萌えキャラプロジェクト「黄桜すいプロジェクト」のキャラクターが3Dで「おぼこ姿」となり、ARアプリを通して一緒に写真撮影ができる事業を展開します。前述のNFT活用事業と紐付けて展開し、由利高原鉄道の利用促進及び収益確保を図ります。

4. 推進体制

令和 4 年 1 月に、デジタル化-DX の推進に係る体制を見直し、「由利本荘市デジタル化 DX 推進本部設置要綱」および「デジタル化-DX 推進委員会運営要項」を定め、市長を本部長とするデジタル化-DX 推進本部および関係課長等で構成するデジタル化-DX 推進委員会にて対応を進めてまいります。（令和 7 年 4 月に、「由利本荘市 DX 推進本部設置要綱」、「DX 推進委員会運営要項」および「DX 推進委員会」に変更しました。）

デジタル化-DX 推進計画とデジタル化-DX 推進体制の全体のイメージは、下図のとおりです。



5. 資料一覧

別紙および参考資料は下記のとおりです。

(別紙)

- 別紙 施策一覧

(参考資料)

- デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針
https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html
(総務省トップ> 政策> 地方行財政> 自治体 DX の推進)
- デジタル社会の実現に向けた重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>
(デジタル庁> ホーム> 政策> デジタル社会の実現に向けた重点計画)
- 秋田県 DX 推進計画
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41002>
(秋田県> ホーム> 部署別一覧> 企画振興部> デジタル政策推進課> お知らせ)

※各参照先 url は、令和 6 年 6 月時点のものです。

6. 用語

本文や資料中で用いている用語の解説等です。

なお、記載はアイウエオ順及びアルファベット順としています。

用語	解説等
ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境です。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、国や地方公共団体で共通の構築を進めています。
官民データ活用推進基本計画、官民データ活用推進計画	「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」が制定され、国における「官民データ活用推進基本計画」及び都道府県における「官民データ活用推進計画」の策定が義務づけられるとともに、市町村は「市町村官民データ活用推進計画」の策定が、努力義務とされたもの。
クラウド	高速のネットワーク回線を利用して離れたところにある共有のサーバや業務システムを共同（あるいは単独）で利用する仕組みで、共同利用した場合には経費的に割り勘効果が見込める。 <クラウドの種類> SaaS（Software as a Service）：ソフトウェアレベルのサービス。 PaaS（Platform as a Service）：プラットフォーム（ソフトウェアを組み合わせた動作環境）としてのサービス。 HaaS（Hardware as a Service）：仮想サーバや仮想ネットワークとしてのサービス。 IaaS（Infrastructure as a Service）：サーバ等の実機の物理的環境としてのサービス。
自治体 CSIRT 協議会	J-LIS が運営する、地方公共団体の CSIRT の設置、継続した運営体制の維持及び強化並びに団体間の連携目的として、全都道府県、全市区町村を対象とする組織
デジタイゼーション	Digitization ：アナログで行ってきた特定の業務をデジタル化することで、プロセスそのものは変化させることなく、アナログ物理データをデジタルデータに変換すること。例えば紙ベース管理をしていたリストをデータベース化すること。
デジタライゼーション	Digitalization ：デジタル技術を活用することで業務モデルやサービスに付加価値や利便性を生み出すこと。プロセスのデジタル化も含む。

由利本荘市 DX 推進計画

用語	解説等
地方公共団体情報システムの統一	地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアや OS などを利用すること等を指す。(デジタル社会実現重点計画より)
地方公共団体情報システムの標準化	地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。(デジタル社会実現重点計画より)
標準化対象業務	児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録 (デジタル社会実現重点計画より)
5G	5th Generation の略。第 5 世代移動通信システム。高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続を実現。従来の 4G に比較して、通信速度は 20 倍 (約 10Gbps)、遅延は 10 分の 1、同時接続台数は 10 倍。
AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。
AI-OCR	文字の識別に AI 技術を活用した OCR 技術。
CSIRT	Computer Security Incident Response Team の略。セキュリティを脅かす事象に対処する組織。
CYDER	Cyber Defense Exercise with Recurrence の略。実践的サイバー防御演習。 サイバー攻撃を受けた際の一連の対応 (インシデント対応) をパソコンを操作しながらロールプレイ形式で体験できる演習で、情報通信研究機構が運営する。
DX	Digital Transformation の略。X は英語圏における Trans の一般的な略し方。単なるデジタル化ではなく、業務や組織、プロセス、文化、サービスモデルそのものを変革し、組織全体、社会全体の変革と成長を目指す。一般的な IT 化が情報管理部門が主体であるのに対して、組織各部署全体がそれぞれ業務そのものの在り方を主体的に見直す意味合いがある。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。 (IT とほぼ同義ではあるがコミュニケーションを意識した用語)
IT	Information Technology の略。情報技術。

由利本荘市 DX 推進計画

用語	解説等
J-LIS	Japan Agency for Local Authority Information Systems の略。 地方公共団体情報システム機構。
NFT	Non-Fungible Token の略。非代替性トークン。
OCR	Optical Character Recognition：光学式文字読取。
RPA	Robotics Process Automation の略。ロボットによる業務自動化。